



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

平成18年1月18日表彰 社会福祉功労

永田治義

睦会

室賀明

秘書広報チーム
厚生課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

平成18年1月19日表彰 社会福祉功労

内田辰男

高野尾宏子

入浴サービスボランティア

松倉政國

松本ひさゑ

三輪澄子

ゆきわり草

秘書広報チーム
厚生課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

平成18年1月20日表彰 社会福祉功労

櫻井いわ於

渡邊やす子

秘書広報チーム
厚生課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務
避難施設データベース作成業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

平成18年2月21日から同年3月27日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室 危機管理・消防防災課

電話 026（235）7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成18年2月20日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県危機管理室 危機管理・消防防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年2月21日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎3階災害対策本部室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年1月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アルヴィンスポーツプロジェクト

3 代表者の氏名

八木 誠

4 主たる事務所の所在地

松本市大字島内3688番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、松本市を中心とした地域にプロサッカーチームを作り、これを軸として公益性の高い世界に誇れる、安全で快適なスポーツクラブ確立を目指し、スポーツ文化都市として発展させる事業を行い、明るい豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年2月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国帰国者等のための介護・福祉の会 ニイハオ

3 代表者の氏名

中平龍興

4 主たる事務所の所在地

長野県飯田市鼎切石4080番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、中国帰国者等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、誰もが安心して生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

平成18年1月31日表彰 産業功労

受賞者氏名

大窪幹夫

大澤光男

金田貞二

故篠原丈一

関澤昭一郎

高波謙二

竹内敬吾

中田恭一

萩田利親

三宅簾

矢崎昭和

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（株）イトーヨーカ堂上田店

上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（株）イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
株イトーヨーカ堂	井坂 榮	東京都港区芝公園4-1-4
株ミヤガワ	宮川昌之	長野市大字高田南高田1735-5
瀧澤 和成	一	上田市大字下之条500
株萩原商店	萩原秀樹	上田市中央1-3-7
株甲州屋山田商店	山田 豊	上田市中央2-5-5
有八幡屋百貨店	細野 ふさ子	上田市中央1-4-2
有アイール	市川 誠二	小諸市大字八満92-6

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
株イトーヨーカ堂	井坂 榮	東京都千代田区二番町8-8
株ミヤガワ	宮川昌之	長野市大字高田南高田1735-5
瀧澤 和成	一	上田市大字下之条500
株萩原商店	萩原秀樹	上田市中央1-3-7
株甲州屋山田商店	山田 豊	上田市中央2-5-5
有八幡屋百貨店	細野 ふさ子	上田市中央1-4-2
有アイール	市川 誠二	小諸市大字八満92-6

4 変更した年月日

平成16年5月27日

5 届出年月日

平成18年1月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成18年2月9日から平成18年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティーマーケットプレイスG A Z A
塩尻市大字広丘野村1688-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

広丘ショッピングタウン(株)
塩尻市大字広丘野村1688-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 広丘ショッピングタウンJ O Y 4 0 1

(変更後) コミュニティーマーケットプレイスG A Z A

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 上條幸教

(変更後) 大西吉恵

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 塩尻市大字広丘野村1665-13

(変更後) 塩尻市大字広丘野村1688-1

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
株アップルランド	瀧澤知峰	松本市大字今井7155-28
株リオチーン	横山卓幸	愛知県名古屋市中区栄3-10-20
有衣料のカミジョウ	上條幸教	塩尻市大字広丘野村1665-13
広丘ショッピングタウン(株)	上條幸教	塩尻市大字広丘野村1665-13
株たけうち	竹内實	兵庫県赤穂市加里屋2164-28
株加藤鯉鶏肉店	加藤光久	塩尻市大門一番町13-21
株フォトエキスプレス	山本尚美	諏訪市大字四賀2269-5
有ナガノ都	伊藤王晴	松本市岡田489-3
株大創産業	矢野五郎	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株神田堂	大塚三千雄	塩尻市大字広丘野村170-17
株いちた	松尾正英	塩尻市大門一番町8-1
株マルタ	宮下晃	飯田市座光寺4601-1
内藤商事(株)	内藤忠茂	東京都中央区日本橋3-23-2

(株)タツミヤ	曲 淵 恵美子	東京都八王子市曉町1-32-13
(有)テムス	上 条 徹 雄	塩尻市大字広丘吉田2905-2
(株)シミズ電機	清 水 克 哉	塩尻市大字広丘野村1641-1
(株)三貴	木 村 和 臣	東京都豊島区東池袋3-4-3
(株)東京デリカ	木 山 茂 年	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)ノセ眼鏡店	能 勢 賴 明	松本市大手4-4-3
(株)チヨダ	舟 橋 政 男	東京都杉並区成田東4-39-8
(株)ダイリン	大 輪 幸 夫	塩尻市広丘原新田573-2
(有)友渕園茶店	友 渕 博 夫	塩尻市大門五番町1-4
(株)カワカミ	大 谷 今朝人	塩尻市大門八番町6-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住 所
(株)アップルランド	瀧 澤 知 峰	松本市大字今井7155-28
(株)健康家族	矢 部 一	岡谷市赤羽1-4-18
(株)フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市島内4201-7
(株)ノセ眼鏡店	能 勢 賴 明	松本市大手4-4-3
(株)チヨダ	舟 橋 政 男	東京都杉並区成田東4-39-8
(株)東京デリカ	木 山 茂 年	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(有)友渕園茶店	友 渕 博 夫	塩尻市大門五番町1-4
(株)ダイリン	大 輪 幸 夫	塩尻市広丘原新田573-2
(株)大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
(株)しまむら	野 中 正 人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
(株)マックハウス	栗 原 勝 利	東京都杉並区梅里1-7-7
(株)ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)神奈川くまざわ書店	熊 沢 真	東京都八王子市八日町1-11
(株)いちた	松 尾 正 英	塩尻市大門一番町8-1
(有)衣料のカミジョウ	上 條 幸 教	塩尻市大字広丘野村1665-13
(株)たけうち	竹 内 實	兵庫県赤穂市加里屋2164-28
(株)タツミヤ	指 田 努	東京都八王子市曉町1-32-13

4 変更した年月日

上記3の(1)(4) 平成17年12月10日

上記3の(2)(3) 平成17年9月15日

5 届出年月日

平成18年1月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間
平成18年2月9日から平成18年6月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月9日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)イトーヨーカ堂上田店
上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町8-8

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂		
(株)ミヤガワ		
滝澤和成	午前10時 (年間60日 午前9時)	
(株)萩原商店		
(株)甲州屋山田商店		
(有)八幡屋百貨店		
(有)アイール		

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)イトーヨーカ堂		
(株)ミヤガワ		
滝澤和成	午前9時	午後10時
(株)萩原商店		
(株)甲州屋山田商店		
(有)八幡屋百貨店		
(有)アイール		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前9時30分から 午後9時30分まで (年間60日)	午前8時30分から 午後10時30分まで
2	午前8時30分から 午後9時30分まで	
3		

4 変更年月日

平成15年8月6日

5 届出年月日

平成18年1月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成18年2月9日から平成18年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)イトーヨーカ堂上田店

上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4箇所	3箇所
出口	4箇所	4箇所
合計	8箇所	7箇所

※位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

平成17年10月27日

5 届出年月日

平成18年1月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成18年2月9日から平成18年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)イトーヨーカ堂上田店

上田市天神1-9-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	52台	40台
2	16台	15台
3	—	38台
合計	68台	93台

位置は、届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成18年3月13日

5 届出年月日

平成18年1月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成18年2月9日から平成18年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

平成17年度長野県工科短期大学校第5回専門課程（セミナー）の受講者を次のとおり募集します。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程 (コース)名	期間	募集人員
長野県工科短期大学校 上田市大字下之郷813-8	H8マイコンの プログラム開発 (C言語)	平成18年 3月7日(火) 3月8日(水) 3月9日(木) の3日間	10人

2 受講対象者

ハードウェア及びC言語の基礎知識を有する者で、制御機器の設計・製作を行いたいもの。

3 受講手続

(1) 提出書類

受講申込書（長野県工科短期大学校所定の用紙によります。）

(2) 受付場所

上田市大字下之郷813-8（郵便番号 386-1211）

長野県工科短期大学校 事務局

(3) 受付期間

平成18年2月10日(金)から2月17日(金)まで

4 受講料

4,800円

なお、市販本をテキストとして使用しますので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

(1) 受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校（電話 0268-39-1111）に行ってください。

(2) この課程（コース）の実施に際して収集する個人情報は、この課程のために必要な範囲のみ利用します。

雇用・人財育成課

公告

平成18年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員及び修業年限

学 科 等		修業年限	募 集 人 員
総合農学科	作物コース	2年	若干人
	畜産コース		
	野菜コース		
	花きコース		
	果樹コース		
	農村生活コース		
専門技術科	作物コース	2年	若干人
	園芸コース		
	畜産コース		
実科・研究科	果樹実科・研究科	各1年	実科 若干人
	野菜花き実科・研究科		研究科 若干人
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 受験資格

(1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成18年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専門技術科

次のいずれかに該当する者（平成18年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であること。

ア 学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

イ 都道府県立農業講習所（学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。）又は都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限ります。）の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

(3) 実科

次のいずれかに該当する者（平成18年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であること。

ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

ウ 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(4) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成18年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であること。

ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者

イ 学校教育法による短期大学を卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続き

(1) 提出書類

ア 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。）

イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあっては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）

ウ 2の(1)のウ又は(3)のウに該当する者にあっては、その事実を証する書類

エ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。）

オ 受験票（長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。）

カ その他校長が必要とする書類

(2) 受付期間

平成18年2月21日（火）から平成18年3月9日（木）まで（郵送による場合は、平成18年3月9日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはり、消印しないでください。）納付してください。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話（026）278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話（026）246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話（026）278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話（0263）52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話（0263）52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話（0265）35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

ア 期日 平成18年3月16日(木)

イ 場所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。)	国語(60分)	国語総合 (古文・漢文を除く。)
	数学(60分)	数学I	小論文(60分)	1,200字以内
選択科目	公民(60分)	現代社会	数学(60分)	数学I
	化学(60分)	化学I	公民(60分)	現代社会
	生物(60分)	生物I	化学(60分)	化学I
	農業(60分)		生物(60分)	生物I
	から1科目		農業(60分)	

(注) 1 国語総合、数学I、化学I及び生物Iの内容は、旧課程及び新課程の共通範囲とします。

2 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とします。

イ 専門技術科

科目	出題形式	内容
一般教養 (90分)	多肢選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専門 (90分)	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 土壤肥料学総論 病害虫総論 畜産学総論 農業経営 ・農業経済学

ウ 研究科

論文(90分、1,600字以内)

5 合格者の発表

平成18年3月20日(月)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

6 その他

(1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角型2号)を同封してください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課